別表イ

〇　音楽療法士（２種）の称号授与要件

の特例による修得単位数（第９条関係　別表イ）

別表イ　公的免許・資格の種類

（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、

精神保健福祉士、公認心理師、言語聴覚士、高等学校教員（音楽）、中学校教員（音楽）、小学校教員、幼稚園教員、特別支援学校教員、保育士）

|  |  |
| --- | --- |
| 分野区分 | 単位数 |
| 音楽に関する分野 | ６ |
| 音楽療法に関する分野 | ８ |
| 音楽療法実習 | ２（事前・事後指導１単位を含む） |

備考１　第９条に規定する音楽療法実習（２単位）の免除を受けようとする場合、「音楽療法実習免除申請書（授与様式短３号―３）」１通を提出して、当該大学・短期大学の音楽療法担当教員の許可（確認）を受けなければならない。

備考２　各分野の目標（内容）及び科目例示については、別表Ⅰ「音楽療法士（２種）養成の教育課程」をご参照下さい。